

天王寺動物園利用規程

令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 天王寺動物園（以下「動物園」という。）の利用に関しては、この規程の定めるところによる。

(休園日)

第2条 動物園の休園日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日)

(2) 12月29日から翌年1月1日まで

2 前項の規定にかかわらず、園長は、動物園の設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、事前に又は速やかに理事長の承認を得て同項の規定による休園日を変更し、又は臨時の休園日を定めることができる。

3 園長は、前項の規定による休園を行う場合、事前に又は速やかにその内容を公告しなければならない。

(供用時間)

第3条 動物園の供用時間は、次のとおりとする。

(1) 午前9時30分から午後5時まで

(2) 5月及び9月の日曜日、土曜日及び休日は、午前9時30分から午後6時まで

2 前条第2項及び第3項の規定は、動物園の供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第3条第1項」と、「休園日を変更し、又は臨時の休園日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第3条第2項の規定により読み替えられた第2条第2項」と読み替えるものとする。

(入園の制限)

第4条 園長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入園を断り、又は退園させることができる。

- (1) 動物又は他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物、設備又は展示品を損傷するおそれがある者
- (3) 動物を携行する者
- (4) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品を携行する者
- (5) 管理上必要な指示に従わない者
- (6) その他管理上支障があると認める者

(貸出しの許可)

第5条 動物に関する資料の貸出しを受けようとする者は、園長の許可を受けなければならない。

2 動物に関する資料の貸出しに関する手続きについては、別に定める。

(利用料金)

第6条 動物園を観覧する者は、園長に利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、次のとおりとする。

- (1) 1人1回につき 800 円(児童等(小学校(これに準ずるものを含む。))の児童及び中学校(これに準ずるものを含む。))の生徒をいう。以下同じ。)にあつては、200 円)
- (2) 1人1年につき 3,200 円(児童等にあつては、800 円)(ただし、1人1回を単位として入園する者が、当該入園する日において、1人1年を単位とする入園に変更する場合は、2,400 円(児童等にあつては、600 円))とする。

3 園長は、公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、別に定める要項に基づき、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(参加料金)

第7条 動物園の実施する体験会、見学会、講演会その他これらに類する催し

に参加する者は、園長に参加料金を支払わなければならない。

2 参加料金の額は、次のとおりとする。

(1) 1人1回につき上限5,000円とする。

(損害の賠償及び事故の責任)

第8条 動物園を観覧する者が建物、設備、動物又は動物に関する資料を損傷し、又は亡失したときは、理事長の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 使用者は、使用に関して生じた一切の事故について、その責めを負うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程の施行期日は、令和3年4月1日とする。

2 本規程の施行前に納付された利用料金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程の施行期日は、令和8年5月13日とする。ただし、第6条の改正規定は、令和8年7月1日から施行する。